# 千葉県公衆浴場入浴料金等協議会設置規程

# (趣旨)

第1条 公衆浴場の入浴料金の改正及びこれに関連する諸問題について協議するため、千葉県公 衆浴場入浴料金等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

## (組織)

第2条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

#### (会長及び副会長)

- 第3条 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、協議会の会議の進行に当たる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員)

- 第4条 委員の構成は、次の各号委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てることとし、 県が、これを依頼する。
  - 一 有識者(経営、保健衛生の専門家等をいう。) 3人
  - 二 住民代表(民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等である者であって公衆浴場を利用しているもの又は公衆浴場の実情を十分承知しているものをいう。)3人
  - 三 業者代表(公衆浴場を経営している者をいう。) 3人
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

- 第5条 協議会は、県が招集するものとする。
- 2 県は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部衛生指導課において処理する。

### 附則

- 1 この規程は、令和4年7月6日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。